

尾道商業会議所記念館広場(みんなの広場はっち)の貸出について

【所在地】尾道市土堂一丁目8-8

【貸出時間】9時から21時まで(設営・撤去時間および、市・商店街等使用の場合を除く)

【貸出条件】

- ・中心市街地活性化を目的とし、かつ 営業を主たる目的としないこと。
- ・物販など収入を伴う使用の場合は、複数者(申請者を含み3者以上)の出店があること。

【貸出回数】

多くの方に使用していただけるよう、年度ごとの貸出回数限度は以下のとおりとします。

商業利用 (物販など収入を伴う)	年2回まで
一般利用 (収入を伴わない)	年4回まで

【貸出部分について】

赤枠で囲った斜線部分が貸出部分です。尾道商業会議所記念館側のみ、まちなか文化交流館側のみ、まちなか文化交流館側のみの貸出も可能です。



※夏場は噴水(ミスト)が定期的に出ます。停止を希望される場合は事前にご相談ください。

【使用料金等について】

広場使用料	尾道商業会議所記念館側	商業利用 (物販など収入を伴う)	一日あたり 5,000円
		一般利用 (収入を伴わない)	一日あたり 1,500円
	まちなか文化交流館 (Bank)側	商業利用 (物販など収入を伴う)	一日あたり 1,400円
		一般利用 (収入を伴わない)	一日あたり 420円
附属設備使用料	ワンタッチ式テント 2.5m×2.5m		一日あたり1張 につき420円
	電気 屋外コンセント(100V、20A) コンセント1か所につき2口あります。		一日あたり1か 所につき 420 円
申込期間	使用開始日の6カ月前から1カ月前まで		
使用料の納入期限	使用の前日まで		
連続使用	連続3日まで		

【使用料金の減免について】

全額免除	尾道市または市の機関が使用または共催
	尾道市立大学が使用または共催
	商店街組織等(注1)が中心市街地活性化のために使用
半額免除	尾道市または市の機関が協賛・後援

(注1)尾道本通り商店街連合会またはその構成団体、商工会議所、商工会、観光協会を指します。

【使用を許可できない場合】

- (1) 未成年者のみで使用する場合
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はそれらの利益となる活動を行う場合
- (3) 公序良俗を害するおそれがある場合
- (4) 施設を汚損又は損傷するおそれがある場合
- (5) 騒音、振動又は悪臭を伴うおそれがある場合
- (6) 特定の政党若しくは政治団体の利害に関する事業又は選挙に関し特定の候補者を支持する活動を行う場合
- (7) 特定の宗教又は特定の宗派若しくは教団を支持する活動を行う場合

【附属設備・備品について】

100V・20A 電気コンセント(2口)7か所、水栓2か所、ワンタッチ式テント(2.5m×2.5m)4張、テントウェイト21個、長机10脚、椅子30脚、夜間照明

※電気コンセントとワンタッチ式テントについては、使用料が必要です。

※広場から持ち出して使用することはできません。

【申請方法について】

① 使用申込み(仮予約)

尾道市商工課へお問い合わせください。希望する使用日、イベント概要、空き状況等について相談・確認の上、使用申込み(仮予約)をしていただきます。使用の1カ月前までにお申込みください。

② 事前協議書と出店者リスト(商業利用の場合のみ)の提出

事前協議書はホームページからダウンロードできます。仮予約後速やかにメール等でご提出ください。事前協議書を元に、関係各所と協議し、内容を審査しますので、できるだけ詳細にイベント内容をご記入ください。

出店者リストは任意の様式でかまいません。店舗名または代表者名と販売物を記入してください。

③ 事前協議書の審査

審査の結果、許可に際し内容の修正や条件が付く場合があります。また、内容によっては許可できない場合があります。

④ 行政財産使用許可申請書・使用申請確認書の提出

ホームページからダウンロードできます。使用申請確認書は署名が必要なので、メールで送る場合はスキャンなどして送ってください。

⑤ 使用許可書等の発行

使用許可書及び使用料の納入通知書を発行し郵送します。使用料は、使用の前日までにお支払いください。支払期限までにお支払いがない場合は、以降の使用申込みをお断りすることがあります。

⑥ イベント等の実施(当日)

使用期間中は、必ず使用許可書を携帯してください。

【使用取下げについて】

使用許可を受けた後、使用をキャンセルする場合は、速やかに使用取下げ届を提出してください。

すでに使用料を納付されている場合、次のいずれかに該当する場合は還付します。

- ・市の都合により許可を取り消し、または変更したとき
- ・天災地変その他使用者の責めによらない理由により使用できなくなったとき

・使用の日の7日前までに使用の取り消し又は変更を申し出た場合で、市長が相当の理由があると認めたととき

【問合せ先】

尾道市役所商工課商政係(本庁舎1階)

722-8501 尾道市久保一丁目15番1号

電話番号 0848-38-9183

FAX 0848-38-9293

メールアドレス shoko@city.onomichi.hiroshima.jp